



鳥取県公報

平成18年 9月26日(火)
第 7 8 2 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (689) (福祉保健課) 1
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (690) (") 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (691) (") 2
	生活保護法による診療所の再開の届出 (692) (") 2
	生活保護法による介護機関の指定 (693) (") 3
	大規模小売店舗の新設の届出 (694) (経済政策課) 5
	臨時種蓄検査の実施 (695) (畜産課) 6
	土地改良区の定款の変更の認可 (696) (耕地課) 7
	国土調査の指定 (697) (") 7
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (698~700) (森林保全課) 7
	土地収用法による事業の認定 (701) (管理課) 9
	廃物として認定することが困難な放置自動車 (702) (空港港湾課) 10
公 告	共済事業に係る平成17年度の経営状況 (管財課) 11
調達公告	随意契約の相手方の決定 (物品調達室) 11
	落札者の決定 (") 12
正 誤	平成17年 3月31日付鳥取県規則第35号中訂正..... 13

告 示

鳥取県告示第689号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
さくら薬局	倉吉市東昭和町158 - 2	平成18年 3月20日
花池デンタルクリニック	倉吉市生田356 - 2	平成18年 3月31日
北斗薬局関金店	倉吉市関金町関金宿199 - 3	平成18年 4月 1日
医療法人社団赤碕診療所	東伯郡琴浦町大字赤碕1920 - 74	"

安達医院	米子市両三柳2048	〃
藤幸堂薬局	米子市安倍200 - 1	〃
住吉内科眼科クリニック	米子市安倍200 - 1	〃
村上内科クリニック	境港市上道町3052 - 1	〃
アライブ薬局上道店	境港市上道町3052 - 1	〃
堤消化器・内科クリニック	米子市両三柳2300 - 1	平成18年4月18日
医療法人吉田医院	東伯郡湯梨浜町大字泊750	平成18年5月1日
林原歯科クリニック	米子市東福原六丁目7 - 3	平成18年5月8日
医療法人社団因幡会いしかわ歯科	鳥取市千代水三丁目1	平成18年6月1日
医療法人社団かわぐち皮膚科	鳥取市吉成779 - 40	〃

鳥取県告示第690号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変更年月日
医療法人上福原内科クリニック	米子市上福原578 - 6	平成18年4月18日

鳥取県告示第691号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
さくら薬局	倉吉市東昭和町158 - 1	平成18年3月19日
安達医院	米子市両三柳2048	平成18年3月31日
ヤスダ内科医院	鳥取市湯所町二丁目420 - 3	〃
琴浦町国民健康保険直営 赤碕診療所	東伯郡琴浦町大字赤碕1920 - 74	〃
北村歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富711 - 53	平成18年4月8日
吉田医院	東伯郡湯梨浜町大字泊750	平成18年4月30日
名島外科医院	倉吉市東岩倉町2236	平成18年5月29日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目113	平成18年5月31日
いしかわ歯科	鳥取市千代水三丁目1	〃
かわぐち皮膚科	鳥取市吉成779 - 40	〃

鳥取県告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届

出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	再開年月日
太田整形外科医院	鳥取市青葉町三丁目212	平成18年5月18日

鳥取県告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事業所の名 称	居宅介護事業所の所 在 地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人 至誠会	倉吉市東昭 和町158	デイサービスひまわ り関金	倉吉市関金町関金宿 1891 - 1	通所介護	平成18年4月1日
社会福祉 法人こう ほうえん	境港市誠道 町2083	グループホームはま さか	鳥取市浜坂ツナシ 253 - 1	認知症対応型通所介 護	"
医療法人 社団キマ チ外科・ 整形外科 医院	西伯郡大山 町富長755 - 5	介護老人保健施設サ ンライズひえづ	西伯郡日吉津村大字 今吉202 - 1	通所リハビリテーショ ン、短期入所療養介 護	平成18年7月13日
有限会社 しらゆき	鳥取市青葉 町三丁目 202	訪問介護事業所しら ゆき	鳥取市青葉町三丁目 202	訪問介護	平成18年8月1日
久大建材 株式会社	鳥取市徳尾 132 - 1	認知症対応型デイサー ビスセンターきゅう だい	鳥取市徳尾132 - 1	認知症対応型通所介 護	平成18年9月1日
社会福祉 法人日翔 会	日野郡日野 町根雨730	福祉用具貸与販売事 業所あいご	日野郡日野町根雨 730	福祉用具貸与	"

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業所の名 称	介護予防事業所の所 在 地	介護予防事業の種類	指定年月日

医療法人 佐々木医 院	西伯郡大山 町田中646 - 1	介護老人保健施設は まなす	西伯郡大山町田中 1383	介護予防訪問リハビ リテーション、介護 予防通所リハビリテ ーション、介護予防短 期入所療養介護	平成18年4月1日
医療法人 至誠会	倉吉市東昭 和町158	デイサービスひまわ り関金	倉吉市関金町関金宿 1891 - 1	介護予防通所介護	〃
社会福祉 法人こう ほうえん	境港市誠道 町2083	グループホームはま さか	鳥取市浜坂ツナシ 253 - 1	介護予防認知症対応 型通所介護、介護予 防認知症対応型共同 生活介護	〃
社会福祉 法人親誠 会	倉吉市東昭 和町158	グループホームひま わり昭和町	倉吉市東昭和町143	介護予防認知症対応 型共同生活介護	〃
〃	〃	グループホームひま わり関金	倉吉市関金町関金宿 1886	〃	〃
有限会社 サポート ライフ	鳥取市東今 在家321 - 26	有限会社サポートラ イフ	鳥取市東今在家321 - 26	介護予防訪問介護	平成18年5月9日
医療法人 社団キマ チ外科・ 整形外科 医院	西伯郡大山 町富長755 - 5	介護老人保健施設サ ンライズひえづ	西伯郡日吉津村大字 今吉202 - 1	介護予防通所リハビ リテーション、介護 予防短期入所療養介 護	平成18年7月13日
有限会社 しらゆき	鳥取市青葉 町三丁目 202	訪問介護事業所しら ゆき	鳥取市青葉町三丁目 202	介護予防訪問介護	平成18年8月1日
久大建材 株式会社	鳥取市徳尾 132 - 1	認知症対応型デイサー ビスセンターきゅう だい	鳥取市徳尾132 - 1	介護予防認知症対応 型通所介護	平成18年9月1日
鳥取商事 株式会社	鳥取市南吉 方一丁目63 - 1	デイサービスセンター のどか	鳥取市相生町二丁目 452 - 1	〃	〃

3 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務 所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在 地	指定年月日
社会福祉 法人日翔 会	日野郡日野 町根雨730	福祉用具貸与販売事業所あいご	日野郡日野町根雨730	平成18年9月1日

4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人日翔会	日野郡日野町根雨730	福祉用具貸与販売事業所あいご	日野郡日野町根雨730	平成18年9月1日

5 地域包括支援センター

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	境港市米川町44	境港市北地域包括支援センター	境港市蓮池町78 - 1	平成18年4月1日

鳥取県告示第694号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成18年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取ファッションモール
鳥取市古海606 - 2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19 - 4

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年5月12日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,160.92㎡

5 大規模小売店舗の施設の設置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 118台（従業員用10台分を含む。）

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 面積 141.84㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 容量 74.9m³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

しまむら 午前10時から午後8時まで

サンプル 午前10時から午後9時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後9時15分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 3か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

終日

7 届出年月日

平成18年9月11日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成18年9月26日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済政策課

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

11 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第695号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成18年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

検 査 日 時	検 査 場 所	家畜の種類
平成18年10月23日 午後1時30分から	東伯郡琴浦町大字松谷606 鳥取県畜産試験場	牛

午後 2 時30分から	東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
-------------	------------------------------------

鳥取県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、西部土地改良区の定款の変更を平成18年9月20日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第697号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、次の調査を平成18年9月26日に国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成18年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調 査 面 積 (平方キロメートル)
米 子 市	米子市富益町の一部	平成18年10月1日から 平成19年3月31日まで	0.09

鳥取県告示第698号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字糸白見字森上518の1、518の2、530の2、530の4、530の7、字ホフデン606の1、606の4、615の4、615の8、615の10、616の5、616の6、616の10、621の2、字田方628の1、629の1から629の5まで、629の11、631、631の3、640の3、641、641の3、642、692の16、字木地山643、643の1、643の6、643の8、644、646、647の1、648の3、649の2、649の10、649の14、652の3から652の6まで、652の15、652の17、652の18、652の29、653の9、653の11、654の27、690の1、690の24、690の25、690の29から690の31まで、690の55、690の56、692、692の1、字中木地山653の30、653の33から653の38まで、653の40、653の41、653の44から653の47まで、654の1、654の3、654の26、654の53、683の10、683の12から683の20まで、字奥木地山655の1、655の3から655の5まで、655の11、686の7、689、689の2、字ヌクヨ670の2、671の2から671の6まで、671の8から671の13まで、672の1、字女夫岩673、675の3、675の5、676の1、676の2、676の4、676の5、676の8、677の1、677の4、678、字小山679の1から679の11まで、681、字木サイ田682の1、682の3から682の14まで、字雲場山684の1から684の4まで、684の6から684の9まで、684の22から684の25まで、684の27から684の29まで、684の31、685、685の69から685の81まで、字コイ

ハラ谷684の10、684の32から684の37まで、684の39、686、686の3から686の5まで、686の8から686の11まで、686の13、字雲場685の3、685の6、685の12、685の15、685の17、685の19、685の23、685の27、685の29、685の31、685の33、685の35、685の45、685の46、685の48、685の49、685の51から685の53まで、685の55、685の56、685の62、字尾カイノ688、689の6、字阿サ谷683の3、690の5、690の7から690の15まで、690の17から690の23まで、690の26から690の28まで、690の32、690の33、690の36、690の38、690の41から690の45まで、690の47から690の50まで、690の52から690の54まで、691の1、字一ノ谷692の2、692の3、692の5、692の7、692の9から692の12まで、692の18、692の19、字ムゾ694、695、字アヤシ谷696、696の1から696の4まで、697から699まで、699の1から699の3まで、699の5、699の7、699の9、699の11、699の13から699の17まで、700の1から700の7まで、700の9、700の10、701、701の1、701の2、701の4、字ヒエ原704の1、704の3から704の12まで、字ヘン谷705の1から705の10まで、706の1から706の4まで、707の1から707の10まで、字横石山708、708の1、710の1から710の4まで、711、711の1、711の2、712の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第699号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字真鹿野字本谷奥726、727の1から727の4まで、730の2から730の4まで、730の6から730の14まで、731の1、731の2、731の4から731の36まで、732、733、735の1、735の2、735の4から735の21まで、737

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

に供する。)

鳥取県告示第700号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字埴師字カ子ツキ谷山1254の1から1254の3まで、1254の14、1254の70、字瀧谷1256の1から1256の11まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第701号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

米子市

2 事業の種類

学校給食センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 米子市大谷町地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

学校給食センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である米子市は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、現在の老朽化した学校給食センターを、米子市大谷町地区内に位置する土地（以下「本件土地」という。）に、新しい施設として整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく学校給食を実施するための施設である学校給食センターを新たに整備するものであり、この施設により食中毒発生の防止に寄与し、安心・安全な学校給食を提供することが見込まれる。

イ 本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものになると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、各学校への給食配送計画に基づく場所であること、各方面への交通アクセスがよいこと、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、第2次米子市小学校給食調理場整備計画に基づき、高度な衛生管理が可能な最新のドライシステムに対応した施設及び設備を整備することで、適正な温度及び湿度管理を行い、安心・安全な学校給食を提供するもので、現在の施設内の高温多湿に起因する細菌の発生による食中毒防止を図ることができることから、早急に整備すべき事業であり、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市東福原五丁目6 - 41
米子市教育委員会事務局

鳥取県告示第702号

鳥取県所有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第8条第2項の規定に基づき、同条例第7条第1項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車について、次のとおり告示する。

平成18年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

警告書をはり付けた日	放置されている場所	放置自動車の車名、塗色及び自動車登録番号	告示後の取扱い	引取りの方法
------------	-----------	----------------------	---------	--------

平成18年 2月 7日	境港市栄町32番地地 先(境漁港野積場用 地)	スズキキャリア 黒 鳥取41113595	告示日の翌日から起算 して6月を経過した日 以後に処分	鳥取県水産事務所へ 申出
-------------	-------------------------------	----------------------------	-----------------------------------	-----------------

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から平成17年度の建物・自動車損害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業に係る経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成17年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

1 建物・自動車損害共済事業	
(1) 共済基金分担金その他の収入	1,300,290,209円
(2) 災害共済金その他の支出	758,710,354円
(3) 次期繰越収支差額	541,579,855円
(4) 期末正味財産	21,662,502,190円
2 水力発電用機械損害共済事業	
(1) 共済基金分担金その他の収入	794,844,063円
(2) 災害共済金その他の支出	671,856,347円
(3) 次期繰越収支差額	122,987,716円
(4) 期末正味財産	6,478,492,716円

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 除雪トラック 2台
- 2 契 約 方 式 随意契約

- | | |
|---------------------|---|
| 3 契 約 日 | 平成18年9月1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 三菱ふそうトラック・バス株式会社 山陰ふそう鳥取支店
鳥取市湖山町東三丁目10 |
| 5 契 約 金 額 | 48,090,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 | 特許権等の排他的権利又は特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をするものであり、調達相手方が特定されるため。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部庶務集中局物品調達室
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 調達物品の名称及び数量 | 除雪トラック 2台 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 契 約 日 | 平成18年9月11日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 島根日野自動車株式会社 鳥取支店
鳥取市湖山町東四丁目15 |
| 5 契 約 金 額 | 39,060,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成18年8月18日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部庶務集中局物品調達室
鳥取市東町一丁目220 |

正 誤

平成17年 3月31日公布の鳥取県規則第35号（鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 14

欄 右欄

行 下から18及び19

誤 | 二～十 略

正	二～五 略	
	六 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略
	七～十 略	

頁 14

欄 左欄

行 下から18及び19

誤 | 二～十 略

正	二～五 略	
	六 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略
	2 同規則第9条第1項及び第3項の規定による扶養親族の認定	
	七～十 略	

頁 14

欄 右欄

行 下から1から6まで

誤	十一～十五 略							
	十六 鳥取県 補助金等交 付規則に基	1 通信教育研修及び 英語検定等の補助金 等に係る事務						自治研修所長

正	十一 略							
---	------	--	--	--	--	--	--	--

頁 14

欄 左欄

行 下から1から6まで

誤	十一～十五 略							
---	---------	--	--	--	--	--	--	--

正	十一 略							
	十二 通勤手 当の支給に 関する規則	1 同規則第4条第1 項の規定による通勤 手当に係る確認並び						

頁 15

欄 右欄

行 1から5まで

誤	づく知事の 権限に属す る事務							
	十七 略							

正								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

十二 略							
十三 略							
十四 略							
十五 略							
十六 鳥取県 補助金等交 付規則に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 通信教育研修及び 英語検定等の補助金 等に係る事務						自治研修所長
十七 略							

頁 15
欄 左欄
行 1 から 5 まで

誤

十六 略

正	(昭和33年 鳥取県人事 委員会規則 第21号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	に決定及び改定						
	十三 住居手 当に関する 規則(昭和 49年鳥取県 人事委員会 規則第33号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同規則第7条第1 項の規定による住居 手当に係る確認並び に決定及び改定						
	十四 単身赴 任手当の支 給に関する 規則(平成	1 同規則第8条第1 項の規定による単身 赴任手当に係る確認 並びに決定及び改定						

2年鳥取県 人事委員会 規則第1号) に基づく知 事の権限に 属する事務									
十五	略								
十六	略								
十七	略								
十八	略								
十九	略								